

研修・研究支援事業 概要 (平成30年度 改正)

研修・研究
支援事業とは？

市町村、市町村の職員、市町村職員等で構成する各種団体、協議会が研修及び研究を実施する際に、岡山県市町村振興協会が財政支援を行い、市町村の人材育成に寄与することを目的として行うものです。

支援内容は？

研修・研究事業に要した経費の内、講師料・講師旅費・講師宿泊費・会場借上費を助成します。(企画費・資料代は対象外です。)ただし、1研修当たりの研修時間が4時間以上のものを対象とします。

なお、1回の申請につき20万円(税込)を上限とします。

【支援限度回数/年】

- 単独市町村の研修・・・4回
- 共同(複数市町村等)研修・・・4回
- 共同研究・・・2回
- 団体・協議会等の研修・・・2回

支援対象は？

以下のテーマに基づき、年間計画により実施される研修・研究が対象となります。

- 職場のマネジメント
- 企画立案能力向上
- 政策形成能力育成
- 住民との協働
- 専門職の能力開発
- その他市町村の人材育成と喫緊の課題等

平成29年度までは、市町村がこの支援事業を利用する場合、「**講師バンク**」から講師選定を行うことが要件でしたが、平成30年4月からはその要件を撤廃しました。